

武尊通信

ほたかつうしん
第186号

群馬歴史民俗研究会

〒372-0033
群馬県伊勢崎市
南千木町 5226-12
gunrekimin@gmail.com

(振替00340-1-14572)

2026.6.1 発行

真田信吉の俸禄制移行について

藤井茂樹

真田氏は、天正八年（一五八〇）に沼田城を攻略したが、その過程で領知宛行の約束手形を乱発した。そのため同十八年に沼田領主となっても、所領内には家臣の知行地が多かった。その上所領は山岳地帯に位置し、耕作に適した平地は僅かであった。したがって直轄領からの年貢収納は、当初から不足気味だったと考えられる。

信之が上田に移った元和期から、領主主導の大規模な耕地開発が継続推進されたのも、年貢増収をもたらす直轄領を増やすためだったろう。その一方で家臣の知行地削減も早くから試みていたことが、近年の史料調査でわかってきた。家臣の知行地を収公し城下へ転居させ、知行地から得ていた年貢を藩庫から支給する制度である。

いわゆる俸禄制への切り替えは、経費増大

による財政困難に直面した多くの幕藩大名により寛永期頃から実施されたとされる。本稿は、近年見つかった三点の文書から、他より早い時期に、沼田真田氏が俸禄制への切り替えを志向していたことを報告する。

【新史料1】

（前欠）吾妻郡村々二有之八貫之儀ハ、真田伊豆守殿御嫡、河内守殿沼田城主二御移被成、此節吾妻郡在々二住宅仕候ハ、八貫とも皆河内守殿へ相渡り、因慈、沼田へ引越相勤可申と被仰出候、取来候地方八貫之義ハ、沼田於御藏米二可被下と被仰出候へとも、古来地方二而取来知行二候へハ、家来等も人数多、御藏出シ二而被下候へハ、只今より者身代難続申候二付御暇申上、是より御年貢地二奉願、百姓二罷成候者も有、扱又御暇ヲ取他ノ家中へ相勤申候者も有之、又任御意二地方ヲ差上、沼田へ引越相勤申者

（後欠・傍線筆者）

（吾妻郡東吾妻町、上原静夫家文書）

この紙片は、戦国期から近世初期の文書に

《講演会および総会のお知らせ》

対面及びオンライン（Zoom）で開催します。

日時 二〇二六年六月二十八日（日）

午後二時～五時

会場 前橋市中央公民館五〇二学習室

（前橋プラザ元気21 五階）

講演 内田 幸彦氏（日本民具学会理事）

「民俗資料（民具）コレクションの存在論」

総会 講演会終了後、同じ会場で行います。（オンラインによる総会への参加はできませんので、ご了承ください。）

申込 対面・オンラインいずれの場合も参加申込が必要です。参加希望者は、申込フォーム（左記URL、二次元コード、本会HP）に接続し申し込みを行うか、TELまたはFAXでご連絡ください。

URL : <https://forms.gle/puNEdhnAd9iISnJNA>
TEL/FAX : 0270 (32) 9070



混じっていたもので年号不明だが、真田氏家臣だった家に残された古文書の切れ端である。内容は、傍線部にあるように二代藩主信吉が、吾妻で八貫文の知行地を持つ上原氏に対し、藩庫から蔵米を支給するので知行地を差し出し、城下へ移住するように命じたが、それを拒否したことが書かれている。

信吉は元和二年（一六一六）頃に、信之から沼田領の経営を任せられた。信吉の朱印状